



日頃よりご愛顧を賜りありがとうございます。

「ちゅうキャリア通信」6月号をお届けします。今月は4月1日から施行された「働き方改革関連法」の基本的な内容についてQ&A方式にてお届け致します。

❖法施行から2ヶ月。メインは「有休年5日義務」と「残業規制」。

Q：働き方改革って具体的にはどのような事ですか？

A：「(労働基準法の制定以来) 70年ぶりの大改革」との位置づけで昨年6月に成立した労働関連法の改正を行うための法律の通称です。その中に4つの大きな柱があります。

- ①企業は労働者に年5日以上の有給休暇を取得させる義務を負います。(有休年5日義務)
- ②残業時間は最長でも「月100時間未満、年720時間」を上限とするものです。(残業規制)
- ③同一労働同一賃金(2020年4月から)
- ④業務終了から翌業務開始までの一定の時間を開ける勤務間インターバル。(現状努力義務となっており政府指針で大体8時間から11時間が目安となっております。)

Q：違反をした場合に罰則等がありますか？

A：残業規制や有給休暇の取得義務は、違反すると企業に「6ヶ月以下の懲役」や「30万円以下の罰金」が科されます。

※ ①の有休年5日取得義務については関係官庁への報告等は求められておりませんが次年度以降により厳格な調査が行われる事が予想されますので適正な運用が必要となります。

※ ②の「残業規制」については中小企業での適用は1年遅れの2020年4月からとなります。

③の「同一労働同一賃金」については中小企業での適用は1年遅れの2021年4月からとなります。

●弊社内においては既に年5日有給休暇の運用指定を行なって社員は交替で順次有給休暇を取得しております。

❖キャリアコンサルタントの一言

今後、皆が健康でかつ生産性を高めて働けるよう努力していく中キャリアコンサルタントの立場からもこの改革の目的でもある「ワークライフバランス」の実現に向けて働きかけていきたい

ものです。労働人口の減少が進む中この施策により「年齢を問わず生活が充実し働きやすい会社・組織づくり」をしていく事で働く人に活気が漲り、多くの永年勤続者が溢れる様になっていくと良いですね。

設楽 千恵

私も先日、有給休暇の指定を受け「八ッ場ダムぶらっと見学会」に行ってきました！！
「働き方改革関連法」で年次有給休暇を利用し完成間近(平成31年度完成予定)の八ッ場ダム工事現場の見学会に行ってきました。ダム貯水前の迫力ある原風景を間近にみて感動しました。平日に有給休暇が取得できるとこんな事も体験も出来て楽しい時間も過ごせました。



来月号もセンター相談例その他人材に関するトピックスを掲載予定です。

発行 社長室直轄 就業サポートセンター 窓口担当 矢野
直通電話 070-4397-4966 メールアドレス support@c-c-nt.com

